

7 健第 8 8 2 2 号
令和 8 年 1 月 2 7 日

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会会長 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の改正に伴う建築物における衛生的環境の確保に
関する法律施行規則の改正について（通知）

このことについて、令和 8 年 1 月 2 3 日付けで厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課から事務連絡がありましたので御承知願います。

記

1 要旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を改正するもの。

2 改正の概要

水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）が改正され、PFOS 及び PFOA に係る基準が設定された事に伴う項番ずれを反映。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

（事務担当 主査 石森英樹 024-521-7243）

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 23 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働健康・生活衛生局生活衛生課

水質基準に関する省令の改正に伴う
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 124 号）が令和 7 年 12 月 23 日に別添のとおり公布されました。

つきましては、内容について十分ご了知いただきますようお願いいたします。

なお、本改正は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）が改正され、P F O S 及び P F O A に係る基準が設定されたことに伴うものであり、所要の項番ずれの対応を行ったものです。

省

令

○総務省令第百十二号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十一條第一項第四号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令
危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総務府令第五十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び渦電流探傷試験） 第二十條の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニユラ板（アニユラ板を設けないものにあつては、底板、アニユラ板とアニユラ板、アニユラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。）並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限り。）が対象となる場合には渦電流探傷試験を行うことができる。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならない。 〔2・3 略〕 4 渦電流探傷試験に関する合格の基準は、試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電氣的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメートルである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。	（磁粉探傷試験及び浸透探傷試験） 第二十條の八 特定屋外貯蔵タンクの側板とアニユラ板（アニユラ板を設けないものにあつては、底板、アニユラ板とアニユラ板、アニユラ板と底板及び底板と底板との溶接継手並びに重ね補修に係る側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならぬ。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合は、浸透探傷試験を行うことができる。この場合においては、第三項に定める基準に適合するものでなければならない。 〔2・3 同上〕 〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○文部科学省令第二十九号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二條第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

文部科学大臣 松本 洋平

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「二千二十五年度の禁止表」を「二千二十六年の禁止表」に、「二千二十五年一月一日」を「二千二十六年一月一日」に改める。

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第十九号）の施行に伴い、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（飲料水に関する衛生上必要な措置等） 第四條（略） 一・二（略） 三（略） イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。 ロ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。	（飲料水に関する衛生上必要な措置等） 第四條（略） 一・二（略） 三（略） イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。 ロ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

